

2021年5月10日
事務局長

当会における出勤者数削減の実施状況について

政府が「緊急事態宣言」の延長を決定したことに加え、政府・自治体から「在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減を目指すこと」「出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること」などを要請されています。これを受け、当会事務局における対応状況を下記の通り、お知らせいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事務局業務

- ◆ 役職員は原則、在宅勤務とさせていただきます。ご用の場合は、担当者へEメールもしくは担当者携帯電話宛にご連絡頂きますようお願い申し上げます。
- ◆ 業務の都合で出社せざるを得ない場合は、時差出勤を活用し、人との接触の低減に取り組んでおります。 就業時間内であっても業務が済み次第、速やかに退出することといたしております。
- ◆ 役職員は、外部会合へは原則として参加いたしません。出張や訪問も自粛させていただいており、来客対応も原則お断りしております。

2. 当会事業

- ◆ 組織運営に必要な会合については、開催の是非および開催方法について都度判断させていただきます。
- ◆ その他の主催会合は、必要性が高いものに限定し、開催する場合は、オンラインシステムの活用や会場設営の工夫等により、3密の回避を徹底いたします。

以上